

## 春日市特産品等開発補助金交付要綱

令和8年3月26日

告示 第58号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化及びふるさと納税の推進を図るため、市が特産品等の開発を行う事業者に対し行う補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 市に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する特例控除対象寄附金の寄附を行うことをいう。
- (2) 特産品等 原材料の主要な部分に市内で生産されたものを使用し、又は、市内において製造、加工その他の主要な工程が行われた農林水産物及びこれらの加工品であり、かつ、地方税法第37条の2第2項に規定する返礼品等(以下「返礼品等」をいう。)に該当するものをいう。
- (3) 協賛企業 ふるさと納税を推進するとともに、地元物産品の販売促進及び地域経済の活性化の相乗効果を図ることを目的として、ふるさと納税による寄附者に対し返礼品等を提供する事業者をいう。
- (4) クラウドファンディング 補助事業を実施するために必要な資金を、ふるさと納税の仕組みを活用して、市が指定するウェブサイトで寄附を募り、その原資を調達することをいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、本市の特産品等となりうる商品の開発に関するものとする。

### (補助対象者)

第4条 補助対象者は、前条に規定する補助事業を実施し、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 市内に事業所(本店、支店、工場等を問わない。以下同じ。)を有する法人、組合その他の団体又は個人

- イ 補助事業の開始に際して、市内に事業所を新たに設けることを予定している法人、組合その他の団体又は個人
- (2) かすがふるさと応援寄附金協賛企業(以下「協賛企業」という。)として登録していること又は特産品等の開発を開始するまでに協賛企業として登録する意思があること。
  - (3) 補助金を用いて開発した特産品等を、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後3年以上、返礼品等として提供する意思があること。
  - (4) 特産品等の開発に際して、定期的に市と協議の場を設け、市の意向を反映した特産品等の開発を行う意思があること。
  - (5) 創業から3年が経過していること。
  - (6) 市税の滞納がないこと。
  - (7) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 宗教法人法(昭和26年法律第126号)に規定する宗教法人
- イ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)に規定する政治団体
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- オ その他市長が適切でないとする者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に係る次に掲げる費用とする。

- (1) 商品企画費及び開発費(事前調査費を含む。)
- (2) 原材料費
- (3) 成分分析費及び検査費
- (4) 土地建物等に係る賃料(補助金の交付が決定した日から当該補助事業が完了した日までのものに限る。)
- (5) 施設及び設備の撤去に係る費用
- (6) 施設整備費及び改造費
- (7) 機械等備品費
- (8) 商標登録等に係る費用

- (9) 開発に係る消耗品費
- (10) 通信費及び光熱水費
- (11) 広報費(クラウドファンディングに係るものを除く。)
- (12) デザイン費
- (13) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- (1) 他の補助金、助成金その他これらに類する財政的な支援を受け、又は受けることとなっている費用
- (2) 補助金の交付決定前に支出した費用
- (3) 国又は地方公共団体の公租公課の支払に係る費用(前項第6号に規定する費用は除く。)
- (4) その他市長が適切でないとする経費  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額を合計した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額。ただし、3,000万円を限度とする。
- (2) クラウドファンディングにより受けた寄附額に2分の1を乗じて得た額。ただし、補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額を限度とする。

(補助対象者の公募)

第7条 市長は、補助対象者を決定しようとするときは、公募によりその候補者を選定するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の公募は、補助対象事業、補助対象者の要件その他必要な事項を明示して行うものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、春日市特産品等開発補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 特産品等開発事業計画書
- (2) 補助金交付日の属する年から3年間の売上等の見込み
- (3) 補助対象経費一覧表及びその根拠となる資料

- (4) 会社の概要又は事業の概要が分かる資料
- (5) 直近3期分の決算書
- (6) 生産能力を説明する資料
- (7) 過去の返礼品等提供実績一覧(実績がある場合)
- (8) 代表者の本人確認書類の写し
- (9) 登記事項証明書の写し(法人の場合)
- (10) 市税の滞納がない証明(交付の日から3月以内のものに限る。)
- (11) 第4条第2号から第4号までの規定に係る誓約書
- (12) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第9条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、書類及び面接により、市長が別に定める基準に照らして審査するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えることができる。

(特産品等開発審査委員会)

第10条 市長は、補助金を交付する者を決定するに当たり、事前に特産品等開発審査委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

2 委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(決定の通知)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、春日市特産品等開発補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、第9条第1項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに春日市特産品等開発補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 申請者は、前条第1項の規定による交付の決定通知を受けた場合において、申請を取り下げるときは、春日市特産品等開発補助金交付申請取下書(様式第4

号)を、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更、中止等の承認等)

第14条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容等の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく春日市特産品等開発補助事業変更等承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、その原因及びこれに対する措置を速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったとき又は前項の規定による報告があったときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 市長は、前項の規定により取消し又は変更をしたときは、速やかに春日市特産品等開発補助事業の変更等に係る補助金交付決定変更(取消し)通知書(様式第6号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(状況報告等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定者に対して当該補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(補助事業の遂行等の指示)

第16条 市長は、交付決定者が提出する報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 市長は、交付決定者が前項の指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。

(実績報告)

第17条 交付決定者は、補助事業が完了したとき(第13条第1項の規定により補助事

業の中止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに春日市特産品等開発補助事業実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 補助対象経費収支報告書
- (2) 開発等の実施状況又は成果を証する資料の写し及び写真
- (3) 領収書等の補助対象事業に要した費用を証する資料の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料  
(補助金の額の確定等)

第18条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、春日市特産品等開発補助金交付確定通知書(様式第8号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第17条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付決定者に指示することができる。

(交付の時期)

第20条 補助金は、第18条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第21条 第18条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、春日市特産品等開発補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

(決定の取消し)

第22条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
  - (4) 暴力団を利することとなると認められたとき。
  - (5) その他当該補助事業に関する法令、条例、規則、要綱等又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により取消しをしたときは、速やかに春日市特産品等開発補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。  
(補助金の返還)

第23条 市長は、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消した場合において、補助事業の当該変更又は取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、春日市特産品等開発補助金返還請求書(様式第11号。次項において「返還請求書」という。)によりその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還請求書によりその返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第24条 交付決定者は、第22条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 交付決定者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第25条 市長は、交付決定者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(理由の提示)

第26条 市長は、補助金を交付しない旨の決定、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第27条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 機械及び重要な器具

(2) その他市長が定めるもの

2 市長は、交付決定者が前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、当該補助対象者に対し、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。

(記録の整備)

第28条 交付決定者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類その他の記

録を常に整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の書類その他の記録を補助事業が完了した(中止の承認を受けた場合を含む。)日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(様式)

第29条 市長は、補助事業の目的及び内容に応じ、この要綱に定める様式によりがたいときは、この要綱の様式に準じた他の様式を使用し、又は使用させることができる。

(委任)

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

春日市特産品等開発補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）春日市長

住所

ふりがな  
氏名

生年月日 年 月 日 性別 男・女

（法人その他の団体にあつては、所在地、  
名称及び代表者の職氏名）

（電話番号 ）

春日市特産品等開発事業について補助金の交付を受けたいので、春日市特産品等  
開発補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり申請します。なお、暴力団を  
利することとならないことの確認のため、警察機関に照会されることに同意します。

記

1 補助金等交付申請額

円

2 補助事業等の内容

3 添付書類

- (1) 特産品等開発事業計画書
- (2) 補助金交付日の属する年から3年間の売上等の見込
- (3) 補助対象経費一覧表及びその根拠となる資料
- (4) 会社の概要又は事業の概要が分かる資料
- (5) 直近3期分の決算書
- (6) 生産能力を説明する資料
- (7) 過去の返礼品等提供実績一覧（実績がある場合）
- (8) 代表者の本人確認書類の写し
- (9) 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）
- (10) 市税の滞納がない証明（3か月以内に発行されたもの）
- (11) 春日市特産品等開発補助金交付要綱第4条第2号から第4号までの規定に  
係る誓約書
- (12) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第12条関係）

春日市特産品等開発補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日市長

年 月 日付けで申請のありました春日市特産品等開発事業に係る補助金の交付について、春日市特産品等開発補助金交付要綱第12条第1項の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付決定（内示）額 円
- 2 補助金等の交付条件

※ 補助事業等の内容等の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするとき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく市長の承認を受けること。

※ 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、その原因及びこれに対する措置を速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

※ この交付決定に係る申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 日以内とする。

様式第3号（第12条関係）

春日市特産品等開発補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日市長

年 月 日付けで申請のありました春日市特産品等開発事業に係る補助金の交付について、春日市特産品等開発補助金交付要綱第12条第2項の規定により下記の理由により不交付と決定しましたので、通知します。

記

1 不交付とした理由

様式第4号（第13条関係）

春日市特産品等開発補助金交付申請取下書

年 月 日

（宛先）春日市長

（申請者）住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、  
名称及び代表者の職氏名）

（電話番号 ）

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を受けた春日市  
特産品等開発事業については、下記の理由により実施しないので、春日市特産品等  
開発補助金交付要綱第13条第1項の規定により補助金の交付の申請を取り下げま  
す。

記

- 1 交付決定（内示）額 円
- 2 取下げ理由

様式第5号（第14条関係）

春日市特産品等開発補助事業変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）春日市長

（補助事業者）住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、  
名称及び代表者の職氏名）

（電話番号 ）

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を受けた春日市  
特産品等開発事業について、下記のとおり事業を（変更・中止・廃止）した  
いので、春日市特産品等開発補助金交付要綱第14条第1項の規定により申請しま  
す。

記

1 交付決定（内示）額

円

2 事業変更等の理由

3 事業変更等の内容

4 事業変更等後の補助金等の交付申請額

円

様式第6号（第14条関係）

春日市特産品等開発補助事業の変更等に係る補助金交付決定  
変更（取消し）通知書

第 号  
年 月 日

様

春日市長

年 月 日付けで申請のありました春日市特産品等開発事業に係る  
（変更・中止・廃止）の申請について、春日市特産品等開発補助金交付要綱  
第14条第4項の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 補助金の交付の決定 変更 ・ 取消し
- 2 本通知での決定内容

様式第7号（第17条関係）

春日市特産品等開発補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）春日市長

（補助事業者）住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、  
名称及び代表者の職氏名）

（電話番号）

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を受けた春日市特産品等開発事業の実績について、春日市特産品等開発補助金交付要綱第17条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施期間

2 補助事業の経過及び成果

3 補助金の額

(1) 交付決定（内示）額 円

(2) 既交付額 円

4 添付書類

(1) 補助対象経費収支報告書

(2) 開発等の実施状況又は成果を証する資料の写し及び写真

(3) 領収書等の補助対象事業に要した費用を証する資料の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

様式第8号（第18条関係）

春日市特産品等開発補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日市長

年 月 日付けで報告のありました春日市特産品等開発事業に係る補助金の額について、春日市特産品等開発補助金交付要綱第18条の規定により下記のとおり確定しましたので、通知します。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 交付決定（内示）額 | 円 |
| 2 既交付額      | 円 |
| 3 交付確定額     | 円 |

様式第9号（第21条関係）

春日市特産品等開発補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）春日市長

（補助事業者）住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、所在地、  
名称及び代表者の職氏名）

（電話番号 ）

年 月 日 第 号で交付の（決定・確定）を受けた  
春日市特産品等開発事業に係る補助金について、春日市特産品等開発補助金交付要  
綱第21条の規定により下記のとおり交付を請求します。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 交付決定（内示）額 | 円 |
| 2 既交付額      | 円 |
| 3 交付確定額     | 円 |
| 4 今回請求額     | 円 |

（注）表示金額は、訂正しないこと。

5 補助事業の完了前に交付を請求する場合、その理由

6 振込先

（金融機関名）	支店（所）
普通 ・ 当座	（口座番号）
（口座名義人） フガナ	

様式第10号(第22条関係)

春日市特産品等開発補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

春日市長

年 月 日付け春日市特産品等開発補助金交付決定通知書  
( 第 号)で決定した春日市特産品等開発補助金について、春日市特  
産品等開発補助金交付要綱第22条の規定により、下記のとおり取り消しましたの  
で、通知します。

記

- 1 取り消す額 円
- 2 適用条項
- 3 取消理由

様式第11号（第23条関係）

春日市特産品等開発補助金返還請求書

第 号  
年 月 日

様

春日市長

春日市特産品等開発補助金交付要綱第23条の規定により、春日市特産品等開発補助金に関して、下記のとおり返還を請求します。

記

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 交付済額        | 円 |
| 2 交付確定額       | 円 |
| 3 返還金額（超過交付額） | 円 |
| 4 返還期限        |   |
| 5 返還方法        |   |